

長井市の企業による奨学金返還支援制度 Q & A

Q 1 新たに会を起こしたり、役員等の組織を作るのですか。

A 1 新たな組織を作ったり、新たな会を発足するものではありません。あくまでも、趣旨に賛同された個々の企業で支援を行うようになります。

Q 2 会費等の徴収は行いますか。

A 2 会費等の徴収は行いません。

Q 3 個々の企業で支援を行う制度なのに、なぜ賛助会員企業に呼びかけるのですか。

A 3 個別の企業単独でも行えますが、長井市内の多くの企業が若者の支援を行うことで、長井市や長井市の企業のイメージアップにつながり、ひいては、若者が住みたいまち、働きたいまち、活躍できるまちづくりの一助になると考えます。また、1企業だけで行うならば、長井教育会や長井市、市内各種団体の協力を得ることはむずかしいことですが、多くの企業が集まって制度として行うことで、多くの団体にも協力を得ることができるようになります。

Q 4 長井教育会とこの制度の関わりはどういうものですか。

A 4 この制度が動き出してから、返還金の振込先としての関わりが出ますが、その他の直接の関わりはなくなります。ただ、長井教育会奨学生への制度の周知活動、置賜地区内高等学校への紹介活動、長井市・他団体への協力依頼等は長井教育会としても行っています。

Q 5 返還支援の対象となるのは長井教育会の奨学金のみですか。

A 5 長井教育会の奨学金の他、日本学生支援機構の奨学金も対象にする予定です。日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）、第2種奨学金（有利子）も返還支援の対象とすることで、長井市外に帰省先がある学生も支援対象になり、学生を採用する企業にとっても幅広く募集できるメリットも出てくるからです。

Q 6 「代理返還」とはどのようなものですか。

A 6 返還者の代わりに、奨学金の返還を行うことです。今考えている制度では、返還金は、企業から長井教育会（学生支援機構）に直接支払われます。返還者を通さないことで、所得税等の課税優遇が行えることになります。

Q 7 制度を取り入れた企業にはどんなメリットがありますか。

A 7 次のようなメリットが考えられます。

- ①「若手人材」へアプローチができる
- ②「人材定着」で離職率の低減がはかれる
- ③経費の一部として「課税優遇」が受けられる
- ④企業イメージの向上をはかれる

Q 8 税制上の優遇措置にはどんなものがありますか。

A 8 返還奨学生本人と企業側のどちらにも優遇措置があります。

奨学生本人の優遇措置は、支援金に所得税がかからないことです。

企業の優遇措置は、①給与として損金算入ができること、②「賃上げ促進税制」対象となること等があります。

なお、この優遇措置に関しては、長井税務署に確認済みです。

Q 9 税制上の優遇措置を受けるには、どのような手続きが必要ですか。

A 9 新たな手続きの必要はありません。通常、会社が行っていることを行ってください。

Q 10 支援の対象となった社員に、支援期間が終わるまで、またはそれ以上の期間、退職は認めないようにするのですか。

A 10 退職を認めないようにすることは難しいことです。依頼程度であれば可能であるかもしれません。

Q 11 希望したい学生には、どのように対応するのですか。

A 11 支援を希望したい学生は、直接企業に連絡を入れていただくことになります。就職活動には全国的な取決がありますが、支援希望に関しては、取決外のことなので、取決に縛られずに対応（接触）することができます。また、採用に関わっては、各企業が通常行っている通りに実施してください。

Q 12 返還中に社員が退職した場合はどのようになりますか。

A 12 社員が退職した時点で、返還支援は中止になります。その場合、残った返還金は本人が返還することになります。

Q 13 今後どのようにしていくつもりですか。

A 13 参加企業の拡大に向けた取り組み、広報活動、支援開始に向けた取り組みに分けて説明します。

参加企業拡大に向けて、今後は長井教育会賛助会員企業以外にも呼びかけを行います。また、参加予定の各企業が会員となっている団体等での説明等も行いたいと思っています。長井市等にも説明を行います。なお、賛助会員以外の企業で支援制度に参加の希望があれば、長井教育会の賛助会員になっていただく予定です。

広報活動では、参加企業を載せたパンフレットを作る予定です。これを、長井教育会奨学生や置賜地区内の高校に配布し、周知します。さらに、長井教育会のホームページに詳細を載せて行きます。長井市役所にもパンフレットを置き、市民等への周知に努めていきたいと考えています。

支援開始に向けては、支援を開始できる企業から採用時に積極的に制度についての説明を行い、対象者がいれば本年度から制度を活用していただいても結構です。